

令和6年度



芦屋町職員採用試験【前期】案内

令和6年3月8日
福岡県芦屋町

■第1次試験日 令和6年5月13日(月)～6月9日(日)

■受付期間 令和6年4月1日(月)～4月30日(火)

★公務員試験対策不要の「SPI3」・テストセンターで受験できます

芦屋町では、行動力とチャレンジ精神にあふれた人材をより広く求めるため、第1次試験は、事前の対策が必要となる一般的な公務員試験ではなく、多くの民間企業で利用されている総合適性検査「SPI3」を導入しています。また、全国に設置されているテストセンターで受験できます。民間企業志望の方や遠方にお住まいの方にも広く受験していただけます。

★職員の町内居住の奨励

住民と職員が一体となって協働のまちづくりを推進するため、職員の町内居住を奨励しています。

[参考] 芦屋町の定住支援・助成制度 <https://www.town.ashiya.lg.jp/soshiki/7/1223.html>

1. 職種・採用予定人数・受験資格・職務内容

試験区分・職種	採用予定人数	受験資格	職務内容
建築技師	2人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、次の①または②のいずれかを満たす人 ①高等学校、専修学校、大学等において建築の専門課程を履修した人 ②建築に関する業務の職務経験が3年以上ある人 (令和6年3月31日現在)	建築業務 及び 一般行政事務
土木技師	2人程度	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、次の①～③のいずれかを満たす人 ①高等学校、専修学校、大学等において土木または電気、機械に関する専門課程を履修した人 ②土木施工管理技士(1級若しくは2級)の資格を有する人 ③土木に関する業務の職務経験が3年以上ある人 (令和6年3月31日現在)	土木業務 及び 一般行政事務

※受験の申込みは上記試験区分のうち一つに限ります。

※建築技師、土木技師の職務経験年数の算出方法については、別紙「職務経験について」をご参照ください。

※一般行政事務の業務内容は、一人で黙々と事務処理をこなすデスクワークが主体と思われがちですが、役場では、住民に対する窓口業務の他にも、住民や関係機関等との協働・連携・調整・折衝など、人とのかかわりが深い部署はありません。したがって、行政の専門的な知識・技術を習得し事務処理を行うことはもちろん、コミュニケーション能力も重要です。また、様々な行政ニーズへの対応や地方創生の推進のため、主体的な行動力や柔軟な発想力なども求められています。

(注) 次のいずれかに該当する人は受験できません

○地方公務員法第 16 条の欠格条項に該当する人

- ①禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ②芦屋町において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ③日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

○日本国籍を有しない人で、法令により就職が制限される在留資格の人

※日本国籍を有しない人は、採用後、公権力の行使及び公の意思の形成への参画に携わる職への任用に一定の制限があります。

2. 試験日・会場・試験内容

区分	試験日・会場	試験内容
第1次 試験	<p>日程: 令和6年5月13日(月)から6月9日(日)までの 期間のうち、受験者が選択する日時</p> <p>会場: 受験者が選択するSPIテストセンター会場 ※福岡常設会場(福岡市中央区天神 3-4-9 GG ソーラービル 8F)など全国の指定会場</p>	<p>SPI3(総合適性検査)</p> <p>① 性格検査 (35分程度) 〔職務への適応性など〕</p> <p>② 能力検査 (30分程度) 〔文章理解、語彙、計算、判断、 推理、数的推理、資料解釈など〕</p>
注意 事項	<p>(1) SPI3の受検にあたっては、パソコンまたはスマートフォンで使用できるメールアドレスが必要です。</p> <p>(2) 「@town.ashiya.lg.jp」のドメインでパソコンから送られてくる電子メールを受信できるように設定してください。(迷惑メールなどの対応のため、受信制限をされている場合はご注意ください。)</p> <p>(3) 第1次試験受験対象者には、SPI3の「受検依頼メール」を送信します。同メールの指示に従い、自宅などのパソコンまたはスマートフォンで①「性格検査」を受検した後、上記の期間で都合の良い日時及びテストセンター会場を予約し、②「能力検査」を受検してください。(会場によっては受検できない日があります。)SPI3の受検方法や会場などの詳細については、SPI3のウェブサイトを確認してください。 http://www.spi.recruit.co.jp/testcenter/</p> <p>(4) 過去1年以内にテストセンターで受検したことがある場合は、前回の受検結果を送信することができません。受検の予約画面に前回結果送信の案内が表示されますので案内に従って操作を行ってください。</p> <p>(5) 「受検依頼メール」を受信できなかった場合や、パソコンのトラブルがあった場合など、いかなる理由があっても、指定の期間にSPI3を受検できなければ失格となります。</p>	
第2次 試験	<p>日程: 令和6年7月上旬</p> <p>会場: 芦屋町役場</p> <p>※詳細は第1次試験合格者に通知します</p>	グループワーク試験
	<p>日程: 令和6年7月下旬</p> <p>会場: 芦屋町役場</p> <p>※詳細は第1次試験合格者に通知します</p>	個別面接試験

- 試験はすべて日本語による出題・質問で行います。また、点字及び拡大文字による試験は行いません。
- 第2次試験の内容は変更になる場合があります。また、試験内容などの問い合わせに応じることはできません。
- 各試験科目のいずれかの結果が一定の基準に達しない人は、他の試験科目の成績いかんにかかわらず不合格となる場合があります

3. 申込書の配布 (次のいずれかの方法で入手できます)

窓口	芦屋町役場 総務課人事係(庁舎2階)で配布しています。 ※午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く)
ホームページ	芦屋町ホームページからダウンロードできます。 ※申込書とエントリーシートは、A4サイズの普通紙に片面で印刷してください。

4. 申込手続

申込方法	持参または郵送	
受付場所	芦屋町役場 総務課人事係 (庁舎2階)	
受付期間	令和6年4月1日(月)から令和6年4月30日(火)まで [持参]受付時間:午前8時30分から午後5時15分まで(土・日曜日、祝日を除く) [郵送]4月30日(火)午後5時15分必着 ※封筒の表に「受験申込」と朱書きのうえ、簡易書留で送付してください。	
提出書類	【全試験区分共通】 ① 令和6年度芦屋町職員採用試験【前期】申込書 【建築技師】 ② 職務経歴書 ③ 卒業(見込)証明書 ④ 学業成績証明書 【土木技師】 ⑤ 職務経歴書 ⑥ 土木施工管理技士資格証の写し ⑦ 卒業(見込)証明書 ⑧ 学業成績証明書 ※【建築技師】の申込者は、①及び②若しくは①及び③④を提出してください。 ※【土木技師】の申込者は、①及び⑤若しくは①及び⑥若しくは①及び⑦⑧を提出してください。 ※不備がある場合は受け付けできません。 ※一旦提出された書類は返却できません。 ※記載事項に虚偽の記載があることが判明した場合は、合格または採用を取り消します。 ※記載された個人情報、採用試験以外の目的で使用することはありません。	
メールの送信	・申込書に記入されたメールアドレスの確認のため、申込書を出し(発送)した後に、必ず右記のアドレスへメールを送信してください。 ・メールの件名に、 <u>申込書を出し(発送)した日</u> …○月○日と <u>氏名</u> を入れてください。本文は空欄としてください。 ・受付完了後、5月2日(木)までにメールを返信します。 <u>メールが届かない場合は総務課人事係に連絡してください。</u>	(送信先) saiyou@town.ashiya.lg.jp

5. 合格者の発表

区分	発表の時期	発表の方法	
第1次試験	6月中旬	合格者に通知	芦屋町ホームページおよび芦屋町役場庁舎前の掲示板にて、合格者の受験番号を発表します。
第2次試験	7月下旬	受験者に通知	

- 個別の合否の問い合わせに応じることはできません。
- 合格発表の日から1か月間、試験結果の開示請求を行うことができます。
 ※各試験区分の不合格者が対象
 開示を請求する場合は、受験者本人であることを証明する書類(運転免許証など)を持参の上、平日(土・日曜日、祝日以外の日)の午前8時30分から午後5時15分までに、芦屋町役場総務課人事係へ受験者本人が直接お越しください(代理人不可)。※事前に電話連絡をお願いします。

6. 採用・給与等

(1) 採用 令和6年9月1日(予定) ※原則として6ヵ月間は条件付採用期間となります。

(2) 給与・勤務条件等 (令和6年4月1日現在)

(参考) 職員の給与・定員の状況

給料	<p>[初任給] 大学卒 196,200 円、短大卒 181,800 円、高校卒 170,900 円 ※採用前の職歴等により調整を行います (参考) 年齢 30 歳で大学卒業後の職務経験年数が 8 年の場合…約 250,900 円 ※職務経験の内容により異なります</p>						
諸手当	<p>・通勤手当…交通機関利用: 上限 55,000 円、自動車等利用: 2,000 円～24,400 円 ※通勤距離が 2 km 以上 ・扶養手当…配偶者 6,500 円、子 10,000 円 (16～22 歳の子は 5,000 円加算)、配偶者・子以外 6,500 円 ・住居手当…借家: 上限 28,000 円 ・時間外勤務手当 ・退職手当 等</p>						
賞与	<p>期末・勤勉手当 (R6 予定: 4.50 月)</p>						
昇給	<p>年 1 回</p>						
勤務時間	<p>午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (休憩 1 時間) ※配属先により異なります</p>						
休日	<p>土・日曜日、祝日、年末年始 ※配属先により異なります</p>						
休暇	<p>年次有給休暇 (20 日)、特別休暇 (夏期、出産、育児、子の看護、慶弔 等)、病気休暇 等</p>						
福利厚生	<p>○芦屋町職員厚生会では、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について各種厚生事業を実施しています。(スポーツレクリエーション、バスハイク、クラブ活動助成、慶弔給付、ボランティア清掃活動 等)</p> <p>○福岡県市町村職員共済組合に加入します。 ※福岡県市町村職員共済組合ホームページ http://www.fukuoka-kyosai.jp/</p> <p>地方公務員の共済組合制度は、社会保険制度の一環として、相互救済によって組合員(職員)及びその家族の生活の安定と福祉の向上に寄与するとともに、職務の能率的運営に資することを目的として設けられているものです。</p> <table border="1"> <tr> <td>短期給付事業</td> <td>組合員(職員)とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。</td> </tr> <tr> <td>長期給付事業</td> <td>組合員(職員)の退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行います。</td> </tr> <tr> <td>福祉事業</td> <td>組合員(職員)とその家族の健康教育、健康相談、健康診査などの健康の保持増進事業、組合員(職員)に対する資金の貸付け、保健施設の運営などを行います。</td> </tr> </table>	短期給付事業	組合員(職員)とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。	長期給付事業	組合員(職員)の退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行います。	福祉事業	組合員(職員)とその家族の健康教育、健康相談、健康診査などの健康の保持増進事業、組合員(職員)に対する資金の貸付け、保健施設の運営などを行います。
短期給付事業	組合員(職員)とその家族の病気・ケガ・出産・死亡・休業又は災害に対して、必要な給付を行います。						
長期給付事業	組合員(職員)の退職・障害又は死亡に対して、年金又は一時金の給付を行います。						
福祉事業	組合員(職員)とその家族の健康教育、健康相談、健康診査などの健康の保持増進事業、組合員(職員)に対する資金の貸付け、保健施設の運営などを行います。						



【問い合わせ・申込書提出先】

芦屋町役場 総務課人事係

〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町 2 番 2 0 号

☎ (093)223-3574 (直通)

ホームページ URL <http://www.town.ashiya.lg.jp>



芦屋町イメージキャラクター
「アッシー」